



# 山形県公報

平成26年6月13日(金)  
第2553号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………(都市計画課) ……699

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……700
- 歳入の収納の事務の委託……………(健康長寿推進課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの有料公園施設の使用時間及び休業日……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金……………(同) ……701
- 都市計画区域の変更……………(都市計画課) ……702
- 都市計画の変更……………(同) ……704
- 都市公園の区域の変更……………(同) ……同
- 建築基準法第42条第2項の規定による道路とみなされる道の指定……………(建築住宅課) ……706
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(同) ……708
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……709

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○直接請求に必要な有権者の数……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(税 政 課) ……710
- 同……………(警 察 本 部) ……712
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(河北病院) ……713

## 規 則

山形県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。  
平成26年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第43号

##### 山形県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山形県都市公園条例の一部を改正する条例(平成26年3月県条例第47号)のうち別表第1及び別表第3の改正規定中蔵王みはらしの丘ミュージアムパークのスケートパークに関する部分の施行期日は、平成26年6月17日とする。

## 告 示

### 山形県告示第583号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日       |
|--------------------------------|-----------------------------|-------------|-----|-------------|
| 特定非営利活動法人やすらぎの会<br>鶴岡市西新斎町21番8 | 多機能型事業所「日本海」<br>酒田市泉町11番18号 | 就労継続支援（B型）  | 10名 | 平成26. 5. 30 |

### 山形県告示第584号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成26年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 委託した収納事務  
介護サービス情報の公表等手数料の収納事務
- 受託者の名称及び所在地  
(1) 名 称 特定非営利活動法人エール・フォーユー  
(2) 所在地 山形市小白川町二丁目3番31号
- 委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

### 山形県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称  
最上川土地改良区
- 事務所の所在地  
東田川郡庄内町余目字上梵天塚15番地
- 認可年月日  
平成26年6月4日

### 山形県告示第586号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成26年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称 | 使 用 時 間      | 休 業 日                                                                                                                                              |
|-----------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| スケートパーク   | 午前9時から午後5時まで | 1 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、7月の第4日曜日から8月の第4日曜日までの期間を除く。<br>2 11月の最終日曜日の翌日から翌年の3月31日まで |

2 適用期間

平成26年6月17日から平成27年3月31日まで

山形県告示第587号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の4第2項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金を次のとおり承認した。

平成26年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

| 施 設     | 区 分          |                    | 利 用 料 金          |                    |
|---------|--------------|--------------------|------------------|--------------------|
| スケートパーク | 全部を単独で使用する場合 | 児童生徒等のみが使用する<br>場合 | 1日当たり<br>10,000円 |                    |
|         |              | 上記以外の場合            | 1日当たり<br>20,000円 |                    |
|         | 上記以外の場合      | 回数券による使用<br>の場合    | 児童生徒等が使用する<br>場合 | 1人12回当たり<br>1,300円 |
|         |              |                    | 上記以外の場合          | 1人12回当たり<br>2,600円 |
|         |              | 上記以外の場合            | 児童生徒等が使用する<br>場合 | 1人1日当たり<br>130円    |
|         |              |                    | 上記以外の場合          | 1人1日当たり<br>260円    |

備考

- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 回数券の有効期限は、発行日から発行年の最終開場日までとする。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成26年6月17日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第588号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、川西都市計画区域を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課において縦覧に供する。

平成26年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画区域の名称

川西都市計画区域

## 2 都市計画区域の変更に係る土地の区域

## (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

東置賜郡川西町大字大塚字八幡、字東大塚、字堤（1326-1、1327-1、1328、1329-1、1336、1337、1338-2及び1338-3に限る。）及び字北野二（247-5から247-13まで、247-17、247-18、248、248-1、248-2、250-3、250-5から250-14まで、250-17から250-19まで、251-1、251-2、252-1から252-7まで、253、254-1、254-2、256-2、259-3及び259-4に限る。）、大字西大塚字山下一、字山下二、字山下三、字山下四、字山下五、字山下六、字山下七、字山下八、字山の下、字蔵久、字蔵久一、字蔵久二、字蔵久三、字蔵久四、字蔵久五、字蔵久六、字蔵久七、字蔵久八、字蔵久九、字蔵久十、字蔵久十一、字原ノ前、字原ノ前一、字原ノ前二、字根岸一、字根岸二、字根岸三、字根岸四、字筒源一、字筒源二、字早瀬二、字早瀬三、字高田、字高田前、字高田北、字高田一、字高田二、字高田三、字高田四、字高田九、字大野、字大野北、字大野三、字大野四、字田尻、字岡四、字岡五、字岡六、字岡七、字岡八、字岡原、字筒場、字薬師西、字薬師東、字堂ノ前、字堂前五、字堂前六、字松森、字松森前、字松森東、字松森四、字松森五、字赤坂、字赤坂一、字赤坂二、字赤坂三、字塚田、字塚田二、字塚田四中橋、字一里塚、字鍋穴一、字鍋穴二、字北ノ前、字檜、字桧一、字桧二、字桧三、字桧四、字桧五、字桧六、字横道、字山田、字菊田一、字菊田二、字菊田三、字蛇藪一、字蛇藪二、字蛇藪三、字北ノ裾、字米田、字北ノ沢、字新田一、字新田二、字新田山、字大小屋北、字大小屋南、字大小屋五、字糯田、字道近一、字道近二、字北谷地、字代場、字中谷地、字大谷地一、字大谷地二、字大荒田、字東谷地、字館西一、字館西二、字杉ノ下、字田見、字田見一、字田見二、字田見三、字田見四、字堀合、字田中橋、字荒小屋、字荒小屋一、字荒小屋二、字荒小屋東六、字北大巻一、字北大巻二、字犬川一、字犬川二、字犬川三、字犬川四、字犬川五、字日渡、字船橋、字仲沖一、字仲沖二、字仲沖三、字仲沖四、字仲沖五、字八幡、字八幡二、字八幡三、字八幡四、字八幡五、字八幡六、字八幡七、字八幡八、字八幡九、字荒屋敷、字因幡、字因幡一、字安海壇、字八幡林一、字八幡林二、字八幡林三、字八幡林四、字八幡林五、字林ノ下、字岡一（2778、2778-1、2802-3、2803-1、2803-2、2804-1、2804-2、2804-4、2804-5、2805-1、2805-2、2806-1から2806-8まで、2807-1から2807-6まで、2808-1、2808-2、2809-1、2809-2、2810-1から2810-6まで、2811-1、2811-2、2811-4、2812-1及び2812-3から2812-5までに限る。）、字岡三（2829-1、2829-6、2832-1、2832-5、2833-1から2833-4まで、2834-1、2834-2、2835-1から2835-3まで、2836-1、2836-2、2837-1、2837-2、2838-1、2838-4、2839、2840、2841-1、2841-2、2842-1から2842-6まで、2843-1から2843-4まで、2844-1及び2844-2に限る。）、字朽谷（2039、2040-4から2040-8まで、2045-1から2045-4まで、2045-6から2045-8まで、2046-1から2046-3まで、2046-7から2046-10まで、2046-14、2046-15、2047-1から2047-3まで、2047-5、2047-6、2048、2049-2、2049-8から2049-12まで、2137、2138、2138-2、2139-1、2139-2、2140-1から2140-3まで、2141-1、2141-2、2366-2から2366-5まで、2427、2427-2、2429、2429-2、2430-1、2430-2、2431-1、2436-1、2437、2437-2、2437-8、2437-12、2437-13、2437-16、2439、2440-1、2440-2、2441、2441-1から2441-3まで、2442-1、2442-2、2443-1から2443-3まで、2444-1、2444-2、2444-4から2444-6まで、2445、2445-1、2445-2、2446-1から2446-3まで、2447-1から2447-4まで、2447-6から2447-16まで、2449-1、2449-2、2450、2451-1から2451-4まで、2452、2453-1から2453-4まで、2454及び2455に限る。）、字土白館（1680から1683まで、1684-1から1684-3まで、1685-1、1685-2、1686、1691から1696まで、1698-1から1698-3まで、1699及び1700-1から1700-5までに限る。）、字田尻（2773-1から2773-3まで、2774、2775、2776-1から2776-3まで、2777-1から2777-4まで、2779-1、2779-2、2780-1、2780-2、2781-1から2781-3まで、2782-1、2782-3、2782-4、2783-1、2783-3、2783-4、2783-6、2784-1から2784-3まで、2784-6、2784-7、2785-2、2785-3、2785-5から2785-7まで、2790-2、2790-3、2790-7、2791-1、2792-1、2794-2、2794-3、

2795-1、2795-2、2796-1から2796-3まで及び2797から2801までに限る。)、十万(2343-7、2343-8、2344-2、2387-3、2387-4、2387-6、2388及び2389-5に限る。)、字元宿北(339-2、343-2、344、355-2、355-4、356-2、356-3、1706-2、1707、1709-2、1710、2368-6、2368-9、2369-2、2369-3、2376-2、2376-3及び2378-3から2378-6までに限る。)、字元宿(243、255、256-3、256-4、257-1から257-4まで、258-1から258-6まで、259-1、259-2、259-5から259-8まで、260、261-1、261-7、267-1から267-3まで、268、269、270-1、270-2及び271に限る。)、字荒小屋東(40-1から40-17まで、40-19から40-35まで、2740-2、2741-4及び2741-21に限る。)、字荒小屋東三(43-1から43-7まで、43-9から43-18まで、43-20から43-29まで、2641-1、2642-1、2642-4、2642-5、2642-7から2642-11まで、2643-2、2647-3、2647-10、2648-1から2648-6まで、2649-2、2649-4、2649-6、2649-7、2709-2、2714-2及び2715-2に限る。)及び字荒小屋東四(44-2、44-4から44-7まで及び44-9から44-15までに限る。)、大字小松字龍蔵、字龍蔵北、字龍蔵東及び字西常光橋、大字下小松字赤坂、字赤山、字谷地、字前谷地、字中野一、字中野二、字中野三、字中野四、字中野五、字中野六、字中野七、字中野八、字下山、字深沢、字道前小屋、字西道前小屋、字東道前小屋、字北ノ沢、字箕ノ輪、字雁境山、字雁境口、字雁境下五本松、字六百苺、字東千苺、字巢掛柳、字沖、字北沖、字東沖、字前田、字活道壇、字鳩胸、字町尻、字玉館、字山ノ下、字蛇沢、字詠山、字竈ケ沢、字薬師沢、字舞台山、字大堤沢、字他屋(2616から2635まで、2636-1から2636-3まで、2637から2649まで、2650-1、2650-2、2651から2654まで、2655-1から2655-3まで、2656-1、2656-2、2657から2659まで、2661から2664まで、2665-1、2665-2、2666-1、2666-2、2667から2697まで及び2699から2715までに限る。)、字佐田(2716から2720まで、2722-1、2722-2、2723から2727まで、2768、2769及び2771から2775までに限る。)、字鉢吞在家(2889から2891まで、2892-1、2892-2、2893から2913まで、2914-1から2914-3まで、2915から2922まで及び2924から2927までに限る。)、字道伝(2963から2967まで、2972-2、2973-1、3030から3035まで、3037及び3042から3045までに限る。)、字門前(3076、3085、3087、3088及び3104から3109までに限る。)、字根岸(1320-3、1320-4、1333-2、1334、1334-1から1334-4まで、1335-1、1335-2、1336、1337、1337-1、1338から1340まで、1340-1、1341、1342-1、1342-2、1346-1、1348、1348-2、1349-1から1349-4まで、1352-5、1353-1及び1353-2に限る。)及び字薬師堂(898-1及び899から901までに限る。)、大字下奥田字堂ノ前、字館、字薬師堂、字北館ノ内、字南館ノ内、字熊野堂、字北毘沙門堂、字南毘沙門堂、字穴沢口、字雨堤、字檀狭、字北神田、字東堂御酒、字西堂御酒、字八幡堂(445-1、446-1、447から450まで、452-1、457-1、458-1、459-1、459-3、460-1、460-3から460-5まで、461-1、461-2、462-2、463-1、463-2、463-4、463-5、466、467-1、467-3、468-1、468-2、471、471-3、471-7、471-8、472、472-2、473、473-1、474、480、482から484まで、490-1、490-4、491、492-1、492-2、508-3、508-6、508-9、512-4、526-1、528-1、528-4、529、533-1、533-2、534-1、534-4、535から550まで、565、566、568-3、568-6、576から578まで、579-1、579-2、580から584まで、615-1から615-3まで、616-1、617から621まで、622-1、623、623-1、624、625、628から630まで、632、633、635-1、637-1から637-3まで、638、639-1、639-2、640、654から659まで、660-1、660-2、661、668、708、709-1、709-3、712、722-5、722-10から722-13まで、749及び3835に限る。)、字南堂御酒(1036、1051-9、1051-10、1051-16、1051-17、1051-23から1051-25まで、1075-20、1363-1、1363-6及び1363-7に限る。)、字館ノ在家(552-1、552-3、552-4、552-6、553、554、555-1、556-1、560-1、561-1、588、593から595まで、596-1、597、599-1、599-4、599-9、608-1、610-1、611-1、612、1417-3、1418-1及び1418-10に限る。)及び字穴沢平(3796-1、3796-3、3796-17から3796-20まで、3796-37から3796-39まで、3796-50から3796-52まで、3796-63から3796-67まで、3796-71、3796-72、3796-86、3796-88、3796-89、3796-91、3796-104から3796-106まで、3796-113、3796-114、3796-116から3796-121まで、3496-124、3796-125、3796-127、3796-129から3796-134まで、3796-157から3796-159まで、3796-170、3796-175、3796-176及び3796-179から3796-181までに限る。)並びに大字上小松字観音下(4041-2、4052-1、4052-2、4054から4057まで、4059から4061まで、4063、4063-1、4063-2、4066から4068まで、4096、4112、4114、4117から4122まで、4122-1及び4123から4126までに限る。)

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

**山形県告示第589号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類  
川西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 追加する部分  
平成26年6月県告示第588号（都市計画区域の変更）で決定した区域
  - (2) 削除する部分  
なし
- 3 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課

**山形県告示第590号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの区域を次のように変更し、平成26年6月17日から供用を開始する。

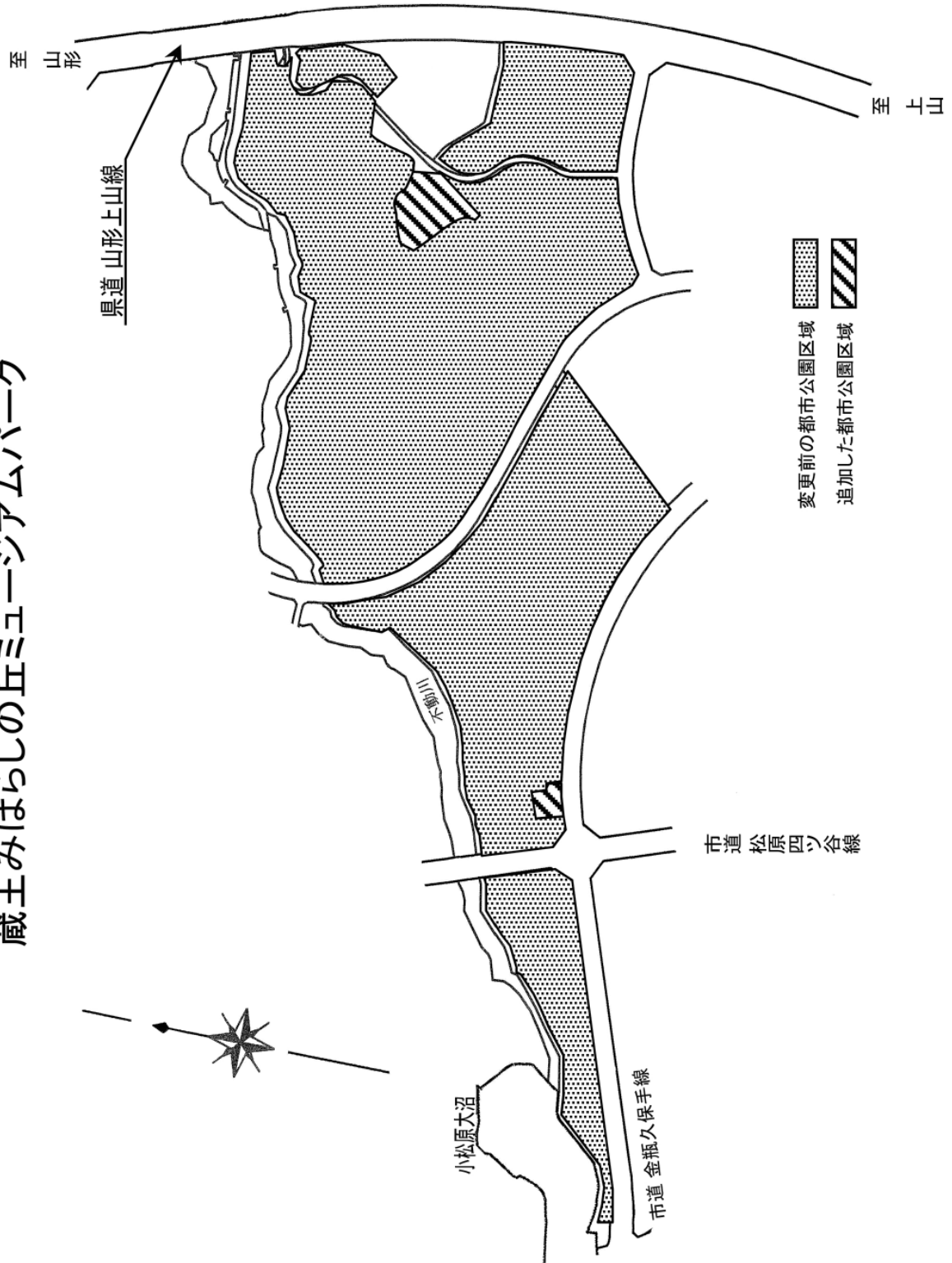
なお、関係図面は、県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成26年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの区域  
次の図のとおり

# 蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク



## 山形県告示第591号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、同条第1項の道路とみなされる道を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び川西町役場において縦覧に供する。

平成26年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 指定に係る道路

| 指定の<br>番号 | 位 置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|
| 38220001  | 川西町大字西大塚字筒源三3799番1の一部、3800番1の一部、3800番2の一部、3801番1の一部、3799番1の先、3800番1の先、3800番2の先及び3801番1の先並びに字根岸一3818番2の一部、3823番1の一部、3823番2の一部、3824番の一部、3825番1の一部、3818番2の先、3823番1の先、3823番2の先、3824番の先及び3825番1の先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 4.00         | 87.80        |
| 38220002  | 川西町大字西大塚字筒源三3798番1の一部、3799番の一部、3799番1の一部、3799番2の一部、3799番3の一部、3798番1の先、3799番の先、3799番1の先、3799番2の先及び3799番3の先、字根岸一3817番1の一部、3818番2の一部、3817番1の先及び3818番2の先、字原前一3057番1の一部、3057番2の一部、3063番の一部、3064番1の一部、3067番の一部、3069番の一部、3070番の一部、3055番の先、3055番1の先、3057番1の先、3057番2の先、3063番の先、3064番1の先、3067番の先、3069番の先及び3070番の先、字原の前3900番4の一部、3904番3の一部、3906番の一部、3953番5の一部、3953番8の一部、3904番3の先、3906番の先、3953番5の先及び3953番8の先、字大野四3042番2の一部、3042番2の先の一部及び3042番5の先並びに字大野五3045番の一部、3046番1の一部、3046番2の一部、3048番5の一部、3049番の一部、3953番3の一部、3045番の先、3046番1の先、3046番2の先、3048番5の先、3049番の先及び3953番3の先 | 同上           | 267.16       |
| 38220003  | 川西町大字西大塚字高田三2090番の一部、2093番の一部、2090番の先、2092番の先及び2093番の先並びに字高田四2123番の一部、2124番の一部、2124番乙の一部、2128番1の一部、2123番の先、2124番の先、2124番乙の先、2128番1の先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 同上           | 43.25        |
| 38220004  | 川西町大字西大塚字原前三3116番1の一部、3117番1の一部、3117番3の一部、3117番4の一部、3117番6の一部、3117番8の一部、3117番9、3117番10の一部、3116番1の先、3117番1の先、3117番3の先、3117番4の先、3117番6の先、3117番9の先及び3117番10の先、字岡八2965番1の一部、2965番2の一部、2965番1の先、及び2965番2の先、字大野一2971番1の一部、2972番10の先の一部、2985番1の一部、2986番1の一部、2987番1の一部、2971番1の先、2985番1の先、2986番1の先及び2987番1の先並びに字大野四3035番1の一部、3035番2の一部、3036番1の一部、3036番2の一部、3036番3の一部、3037番1の一部、3037番4の一部、3038番2の一部、3038番17の一部、3038番18、3038番19、3040番2の一部、3035番1の先、3035番2の先、3036番1の先、3036番2の先、3036番3の先、3037番1の先、3037番4の先、3038番2の先、3038番18の先、3038番19の先及び3040番2の先                      | 同上           | 339.52       |



|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |        |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------|
| 38220005 | 川西町大字西大塚字薬師東2371番2の一部、2371番4の一部、2376番4の一部、2376番5の一部、2381番の一部、2382番の一部、2371番2の先、2371番3の先、2371番4の先、2376番4の先、2376番5の先、2381番の先及び2382番の先、字高田九2187番の先、2188番1の先、2188番2の先、2188番3の先、2189番2の先、並びに字高田十2249番1の先、2249番3の先、2249番4の先、2249番5の先及び2249番6の先                                                                                                                                                                                                                                                                           | 同上 | 147.30 |
| 38220006 | 川西町大字西大塚字八幡林五1792番5、1792番10の一部、1792番13の一部、1794番1の一部、1794番2及び1792番13の先、字八幡林一1731番1の一部、1731番15の一部、1731番16の一部、1731番38の一部及び1731番16の先並びに字松森五1896番1の一部、1896番2の一部、1899番の一部、1900番の一部、1901番の一部、1903番の一部、1904番1の一部、1904番2、1904番3の一部及び1896番1の先                                                                                                                                                                                                                                                                                | 同上 | 140.16 |
| 38220007 | 川西町大字西大塚字八幡三413番1の一部及び413番1の先、字八幡四450番1の一部、450番5、451番1の一部、451番2、452番1の一部、452番4の一部、452番5、452番6、456番1の一部、456番2、457番3の一部、457番4、458番の一部、458番1、459番の一部、450番5の先、451番2の先、452番5の先、452番6の先、456番2の先、457番4の先、458番の先、458番1の先及び459番の先、字八幡六461番1の一部、479番の一部、479番3、486番2、487番1の一部、487番3、488番の一部、493番1の一部、493番2、494番の一部、494番の先の一部、494番1の一部、494番2、494番3、519番の一部、479番3の先、486番2の先、487番3の先、488番の先、493番2の先、494番2の先、494番3の先及び519番の先並びに字八幡九538番の一部、539番の一部、540番の一部、541番の一部、542番1の一部、542番3の一部、538番の先、539番の先、540番の先、541番の先、542番1の先及び542番3の先 | 同上 | 187.69 |
| 38220008 | 川西町大字下小松字雁境山2021番17の一部、2021番21の一部、2021番22の一部、2021番23の一部、2021番59の一部、2021番64の一部及び2028番1の一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 同上 | 41.89  |
| 38220009 | 川西町大字下奥田字毘沙門堂605番1の一部、605番2の一部、846番1の一部、847番2の一部、848番2の一部、849番1の一部、865番の一部、865番3の一部、865番5、873番の一部、873番2の一部、881番2の一部、881番4の一部、882番の一部、883番の一部、1009番2の一部、1009番4の一部、1009番5の一部、1009番6、605番1の先、605番2の先、846番1の先、847番2の先、848番2の先、849番1の先、865番の先、865番3の先、873番の先、873番2の先、881番2の先、881番4の先、882番の先及び883番の先並びに字館603番1の一部、603番3の一部、604番の一部、693番の一部、693番1の一部、707番の一部、716番の一部、846番の一部、847番1の一部、848番1の一部、865番4の一部、603番1の先、603番3の先、604番の先、693番の先、693番1の先、707番の先、716番の先、846番の先、847番1の先、848番1の先及び865番4の先                               | 同上 | 222.45 |
| 38220010 | 川西町大字下奥田字館741番2の先、762番の先及び764番1の先並びに字八幡堂459番1の一部、459番3の一部、533番1の一部、637番2の一部、697番1の一部、459番1の先、459番3の先、533番1の先、637番2の先及び697番1の先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 同上 | 63.56  |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |        |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------|
| 38220011 | 川西町大字下奥田字八幡堂450番の一部、458番1の一部、459番1の一部、533番2の一部、535番の一部、543番の一部、547番の一部、550番の一部、565番の一部、566番の一部、576番の一部、577番の一部、578番の一部、579番2の一部、580番の一部、581番の一部、582番の一部、618番の一部、619番の一部、623番の一部、624番の一部、625番の一部、630番の一部、633番の一部、635番1の一部、637番1の一部、637番2の一部、637番3の一部、638番の一部、639番1の一部、639番2の一部、640番、654番、659番、660番2の一部、661番の一部、696番の一部、450番の先、458番1の先、459番1の先、550番の先、633番の先、637番1の先及び696番の先 | 同上 | 353.66 |
| 38220012 | 川西町大字下奥田字八幡堂529番の一部、534番1の一部、582番の一部、584番の一部、615番1の一部、615番2の一部、616番1の一部、617番の一部、618番の一部、655番の一部、656番の一部、658番の一部、660番1及び616番1の先                                                                                                                                                                                                                                             | 同上 | 120.89 |

2 指定年月日 平成26年6月13日

### 山形県告示第592号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成26年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社建築構造センター  
東京都新宿区新宿二丁目1番2号
- 届出の内容  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

| 変 更 前                | 変 更 後           | 変更年月日     |
|----------------------|-----------------|-----------|
| 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 | 同左              | 平成26.5.26 |
| 福島県郡山市中町11番5号        | 同左              |           |
| 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 | 同左              |           |
| 東京都新宿区新宿二丁目1番2号      | 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 |           |
| 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号  | 同左              |           |
| 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番13号  | 同左              |           |
| 島根県松江市中原町6番地         | 同左              |           |
| 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号  | 同左              |           |
| 広島県広島市中区八丁堀15番6号     | 同左              |           |
| 愛媛県松山市三番町七丁目13番地13   | 同左              |           |

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 | 同左              |
| 長崎県長崎市万才町6番33号     | 長崎県長崎市万才町3番4号   |
| 宮崎県宮崎市川原町5番10号     | 同左              |
| 鹿児島県鹿児島市東千石町1番3号   | 同左              |
| 沖縄県浦添市字城間3019番地    | 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 |

**山形県告示第593号**

次の開発行為は、完了した。

平成26年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成26年5月13日 指令村総建第143号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市仙石屋敷統373番1の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東根市宮崎三丁目6番20号  
稲毛 康浩  
稲毛 知佳

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第22号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年6月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,925人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 218,276人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 68,325人 | 村山市           | 7,326人  | 西村山郡 | 11,890人 |
| 米沢市         | 23,273人 | 長井市           | 7,822人  | 最上郡  | 12,296人 |
| 鶴岡市         | 36,910人 | 天童市           | 16,908人 | 東置賜郡 | 11,420人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 34,549人 | 東根市           | 12,758人 | 西置賜郡 | 8,691人  |
| 新庄市         | 10,257人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 7,303人  | 東田川郡 | 8,348人  |
| 寒河江市        | 11,523人 | 南陽市           | 9,152人  |      |         |
| 上山市         | 9,182人  | 東村山郡          | 7,475人  |      |         |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県税務総合電算システム稼働基盤移行に伴うシステム移行及びシステム運用支援業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成26年7月24日（木）午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県税務総合電算システム稼働基盤移行に伴うシステム移行及びシステム運用支援業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成29年7月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴

- 力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してISMS認証基準（JIS Q 27001）に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていることを証明できること。
- (6) 過去5年以内に、都道府県税事務全般に係るシステムを開発し、及び稼働させた実績がある者（共同企業体の構成員として当該システムを開発し、及び稼働させた実績がある者を含む。）であることを証明できること。
- (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (11) 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課税務電算担当 電話番号023(630)2569
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)、(9)及び(10)に係る事項を証明する書類）並びに2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を平成26年7月2日（水）午後3時まで山形県総務部税政課税務電算担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of services required: Operation management, support services and system migration associated with infrastructure update for Yamagata Prefectural Tax Computer System, 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 24, 2014

(3) Contact point for the notice: Tax Computer Systems Section, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2569

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、デジタルステレオカメラ及びデジタル解析図化機の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 1003会議室（10階）

(2) 日時 平成26年7月25日（金） 午後2時

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び特定役務の名称並びに数量

デジタルステレオカメラ及びデジタル解析図化機の賃貸借及び保守サービス 一式

(2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間 平成26年9月1日から平成33年8月31日まで

(4) 納入期限及び納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち7箇月分に相当する金額により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち7箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通指導課

電話番号 023(626)0110

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所

入札説明書及び仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部交通部交通指導課で交付する。

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等及び特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成26年7月1日（火）午後4時までに山形県警察本部交通部交通指導課に提出すること。

また、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。）に登載されていない者でこの入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書及び応札物品仕様書を平成26年6月24日（火）午後4時までに同課に提出すること。

(2) 応札物品仕様書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(3) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of the integrated information retrieval system: 1 set

(2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. July 25, 2014

(3) Contact point for the notice: Traffic Enforcement Division, Police Traffic Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8577, Japan, TEL 023-626-0110

---

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年6月13日

山形県立河北病院長 多 田 敏 彦

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

総合医療情報システム保守業務 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立河北病院医事経営課情報企画係 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131

## 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年3月25日

## 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

日本事務器株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区中央四丁目10番3号住友生命仙台ビル12F

- 5 随意契約に係る契約金額 36,288,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当